第　　　号

　　年　　月　　日

＜保護者＞　様

藤 里 幼 稚 園 長　㊞

**預かり保育実施不承諾書**

　　年　　月　　日付けで申込みがありました預かり保育の実施については、次の理由により承諾できませんので通知いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童の氏名及び生年月日 | 　　　　　年　　月　　日生 |
| 理　　由 | ○○○のため |
| （教示）　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、藤里町教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤里町を被告として（訴訟において藤里町を代表する者は藤里町教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |